

[別紙]

令和3年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考における新型コロナウイルス感染症への対応について

入学者選考における新型コロナウイルス感染症への対応については、次のとおりとする。

1 対応方針

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置により、入学者選考を欠席した者を対象として、追検査（新型コロナウイルス感染症に係る追検査）を実施する。

2 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の手続き

(1) 対象者

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、出席停止等の措置により、入学者選考を欠席した者（当該出席停止等の期間が入学者選考の期日を含むこと。）のうち、2月8日又は2月10日の追検査を受検できない者

(2) 手続

ア 出願期間

志願者及び出身学校長は新型コロナウイルス感染症に係る追検査の手続きを行う。

志願者は、「令和3年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」の〔様式第19号〕を記載し、出身学校長へ提出すること。なお、検査当日の医師の診断書は必要ない。

出身学校長は、「令和3年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」の〔様式第19号〕〔様式第20号〕を令和3年2月4日（木）正午までに原則として持参により特別支援学校長に提出する。なお、〔様式第20号〕に出席停止等の期間を記載すること。

特別支援学校長は、出身学校長から「令和3年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考における新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」の〔様式第19号〕〔様式第20号〕の提出を受けたときは、その申請事由を審査し、必要事項を記載した〔様式第20号〕の写しとともに、〔様式第21号〕を出身中学校に交付する。その際、〔様式第21号〕で該当する追検査の実施日（出席停止等の措置が解除された日から一番近い実施日）を○で囲むこと。

イ その他

特別支援学校長は、出身学校長から新型コロナウイルス感染症に係る追検査の手続が行われた場合には、特別支援教育課に報告する。

3 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の実施

(1) 実施日時

令和3年2月18日（木）

(2) 集合及び開始の時刻

特別支援学校長が別に定める。

(3) 実施場所

広島市立広島特別支援学校

(4) 検査方法

追検査における検査方法に準じて実施する。

(5) 定員

若干名とする。

(6) 選考結果の発表

令和3年2月22日（月）に、選考の手続きに準じて実施する。

4 やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別な配慮によっても対応できず、やむを得ず普通科職業コースの新型コロナウイルス感染症に係る追検査を欠席した者のうち普通科（職業コースを除く。）を併願した者については、欠席した事由が次の表に該当し、特別支援学校長が審査し正当と認められた場合に限り、普通科（職業コースを除く。）において新型コロナウイルス感染症に係る追検査の追検査を受験することができる。

大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震火災その他の非常災害による交通遮断等
疾病	○学校保健安全法施行規則第十八条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等（新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合を含む）

5 その他

新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、今後も必要に応じて追加的な措置を実施する場合がある。